

住宅用火災警報器の維持管理について 《佐世保市消防局》

住宅用火災警報器（以下「住警器」）については、平成16年に消防法改正により既存住宅を含めた全ての住宅への設置義務化が各市町村の条例に基づき、平成21年6月までに施行されました。

皆様のご家庭でも設置されてから、一定期間が経過しており、10年を目安に交換をおすすめしています。

定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的^{※1}に作動確認をしましょう。



作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです^{※2}。住警器の交換をおすすめします。

古くなったら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合



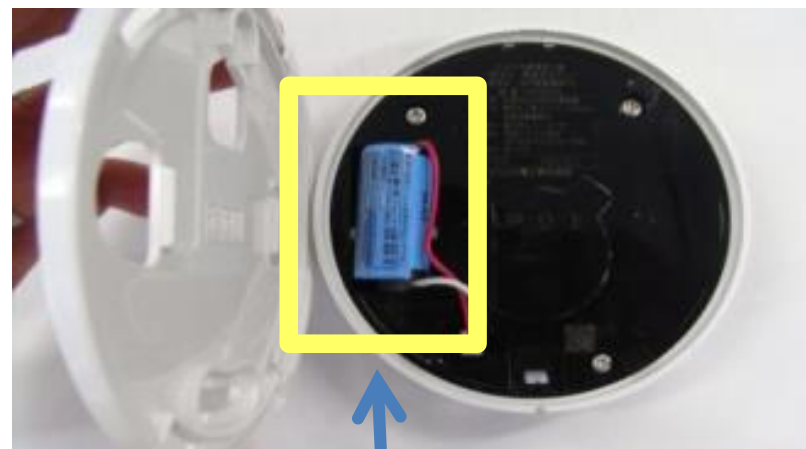
住警器本体の故障か電池切れです^{※2}。住警器の交換をおすすめします。

※1 少なくとも年に2回は作動確認をしましょう。(春と秋の火災予防運動の時期には実施しましょう。)

※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。

なお、電池切れと判明した住警器が設置から10年以上経過している場合は、内部の電子機器が劣化しているおそれがあるため、本体の交換をおすすめします。

点検ボタン



電池

点検ひも

